

令和2年第2回(3月)辰野町議会定例会会議録(第1日目)

1. 招集告示年月日 令和2年2月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和2年3月2日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和2年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 令和2年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和2年度辰野町下水道事業会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和2年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 令和2年度町立辰野病院事業会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和2年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 令和2年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 13 号 辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例
について
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別
職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 23 議案第 21 号 町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 22 号 令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 25 議案第 23 号 令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 26 議案第 24 号 令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 25 号 令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 28 議案第 26 号 令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予
算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 27 号 令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 日程第 30 議案第 28 号 令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長 武 居 保 男 副町長 山 田 勝 己

代表監査委員	三澤基孝	総務課長	小野耕一
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	武井庄治
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	加藤恒男	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 中畑充夫

議会事務局庶務係長 田中香織

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第4番 舟橋秀仁

議席第5番 松澤千代子

10. 会議の顛末

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。全国的にコロナウイルスが流行っております。町の方も緊急の会議あるいは対策等をとっておりますけれども、議会としましても状況に応じて対応していきたいと思っておりますので、協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回辰野町議会定例会を開会いたします。欠席届について、宮澤教育長より公務のため欠席届が提出されていますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第2回定例会招集にあたりまして、町長より挨拶を受けます。

○町長

皆さんおはようございます。本日ここに令和2年第2回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変ご多用のところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。長野県内でも感染者が判明した新型コロナウイルスは、未

だ終息の兆しがみえない状況にあり、町では2月25日に辰野町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、対応を強化したところであります。しかし、事態は刻一刻と変化し町としてもその都度方針を決めていかなければなりません。議員の皆様にも随時情報をお伝えしていきますので、感染防止にご協力をお願いいたします。

早いもので令和2年も2箇月が過ぎました。先月23日の令和元年初めての天皇誕生日に開催されたNHKのど自慢は、辰野からの出場者が8組と前日の予選会から盛り上がり、同時開催のど真ん中冬まつりも大勢の来場者とともに大盛況で行うことができました。多くの関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、内閣府がまとめた2月の月例経済報告によりますと、国内景気の基調判断を景気は緩やかな回復基調との見解を維持しましたが、事実上は新型肺炎の影響で今後もマイナス成長になると予想され、日本経済の低迷が長期化する懸念が強まっております。実質GDPは、2019年の10月～12月期、速報値が1年3箇月ぶりにマイナス成長に転落しました。昨年10月の消費税増税に伴う駆け込み、消費の反動で個人消費が落ち込んだほか、台風19号などが影響して2019年の年間実質GDPは、前年比0.7%増と伸び悩んで、先行きには暗雲が垂れ込め、当面は下方修正が続くだろうと見通され、状況を注視していきたいと思っております。令和元年度も締めくくりの時期となりました。計画した事業は、関係者の皆様のご協力により概ね達成する見込みでございます。令和2年度予算は相変わらず厳しい財政状況ではありますが、第五次総合計画後期基本計画の最終年となり4つの重点プロジェクトに加え、産業振興対策、地方創生事業の推進、事前防災対策、ど真ん中プロジェクトの8つの重点施策を推進し、地域計画に掲げられた各区の目標とまちづくりの合言葉「住みたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」の実現に向け、将来人口規模を見据えながら町民に寄り添った辰野の未来をつくる未来投資型予算として編成しました。主な新年度予算編成大要については議案1号から9号で説明いたしますが、令和2年度も気を緩めることなく選択と集中により最小の経費で最大の効果を生む持続可能な財政運営に取り組んでまいり所存であります。チームワーク、フットワーク、ネットワークを行動基準に据え、大きな課題には職員総力戦で取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、予算関係では令和2年度一般会計予算、特別会計予算8議案、条例の一部改正12議案、令和元年度一般会計補正予算な

ど補正予算7議案の合計28議案であります。また、追加議案として令和元年度社会資本総合整備交付金事業町道74号線工事変更契約についてを提案いたします。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議席4番、舟橋秀仁議員、議席5番、松澤千代子議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議の結果の報告を求めます。議会運営委員長、山寺はる美議員。

○議会運営委員長（山寺）

皆さんおはようございます。去る、2月26日と3月2日に議会運営委員会を開催し、令和2年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月26日辰野町告示第7号によって辰野町長より3月定例会を3月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、3月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

（事務局長朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月19日までの18日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和2年度辰野町一般会計予算から、

日程第 11、議案第 9 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計予算までの 9 議案を一括議題といたします。町長より、各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町 長

令和 2 年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたりまして、予算編成の概要を申し上げます。令和 2 年度一般会計予算の総額は、86 億 6,000 万円で前年度当初予算と比較して 6,000 万円、0.7%の減となりました。歳入について、町税は個人町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の増収。法人町民税とたばこ税は減収を見込みました。地方交付税は前年の交付見込み等を踏まえ、増額を見込みました。その他交付金は平成 30 年度実績と前年度の収入見込み額を基に算定しております。寄付金は、ふるさと辰野寄付金について前年度同額を見込みました。一般財源の不足分は財政調整基金等の取り崩しと臨時財政対策債等の町債の発行により対応いたします。歳出は、辰野町第五次総合計画後期基本計画 4 つの重点プロジェクトに加えて、産業振興対策、地方創生事業の推進、事前防災対策、ど真ん中プロジェクトを重点施策として推進を目指すほか、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上いたしました。主なものを説明いたしますと、1. 人口減少対策としては、子育て、教育環境の充実を目指して、保育料無償化、ファミリーサポート事業などの子育て支援、小中学校では引き続き ICT 教育環境整備を推進いたします。住宅リフォーム補助金は継続し、子育て世代の住宅取得時の費用の一部を補助、空き家改修費の補助を行うなどの移住定住促進の取り組みも行います。また、核家族化や少子高齢化による後継者不在などの理由から、永続的に管理できる墓地を求めるニーズに応え合葬式墓地を作ります。2. 地域医療福祉介護対策としては、身体障がい者の生活、社会活動を生涯福祉サービスなどにより支援いたします。各種検診の受診率の向上や重症化予防のために生活指導を行います。第 7 期介護保険事業計画に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の充実と医療と介護の切れ目のない提供を行うために、町、病院、開業医を含む診療所、訪問看護ステーション、介護施設等が連携した地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。3. 道路対策としては、社会資本整備総合交付金事業による町道 1 路線の道路新設改良工事、町道 2 路線の舗装補修工事、町道 1 路線の歩道改良工事、町道 1 路線の法面補修工事のほか橋梁定期点検や橋梁補修設計などを行います。これらに加え、道路網計画を策定いたします。その他区から要望のあった生活道路等の維持補修工事を実施いたします。4. 協働・住民力・地域力活用としては、協働のまちづ

くり支援金、よりあい事業補助金、若者応援チャレンジ補助金の交付と、地域おこし協力隊・集落支援員の活動などで、17区の地域計画の推進を支援します。また、女性が安心して働く環境づくりを推進いたします。第72回信州辰野ほたる祭りについては、実行委員会主催により新たなイベント等を企画して開催する予定です。5.産業振興対策としては、地域食材加工設備等に要する費用の補助や地域おこし協力隊の活動などで、6次産業化推進のための事業や農家民泊の取り組みを支援いたします。また、地元企業の支援を目的に企業相談員を配置し、企業訪問や企業からの相談に対応し、商工業誘致振興補助金等で支援を継続いたします。6.地方創生事業の推進としては、地方創生推進交付金の補助を受けて、「活力ある産業と若者が生きるまち たつの創生プロジェクト」、「信州伊那谷つながりとしごと創出事業」を実施いたします。7.事前防災対策としては、住民参加型防災マップの作成、空き家等解体費用とブロック塀の撤去費用への補助、避難所防災倉庫の設置、消防団が使用する小型ポンプ付積載車を購入いたします。また、要援護者システムを利用して、支えあいマップの活用と充実を図ります。8.日本の中心の中心ど真ん中プロジェクトとして日本の中心の中心ど真ん中作戦会議において出されたアイデアを基に活動が始まったど真ん中プロジェクトを、地方創生事業に位置づけて様々な事業を進めていきます。また、大城山頂へ向かう通行者の利便性向上のため、アクセス道路の舗装工事を行います。このほか、県道下諏訪辰野線関連事業、たつの未来館アラパの運営、町民体育館の耐震補強工事、学校施設や保育園、町民会館などの改修を行います。

次に特別会計は、8会計で92億9,666万9,000円、前年度当初予算と比較して7.5%の増額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計では簡易水道事業を統合し、配水管布設工事、各施設の更新改良を計画的に実施する中で、施設の適正な維持管理に努め、安心・安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。主な事業として、県道与地辰野線配水管布設工事、湯舟浄水場非常用発電設備設置工事を行います。下水道事業会計では、水洗化率が94%を超え順調に推移してきましたが、近年は伸び悩み傾向であります。引き続き宅内接続の普及及び処理施設の適正、効率的な維持管理に努めてまいります。辰野水処理センターにかかるストックマネジメント詳細設計などの事業を実施します。国民健康保険特別会計では、健康づくりへの意識を高めるために健康ポイント制度を活用し、健康寿命の延伸及び特定健診受診率の向上を目指します。これまでに引き続き、保健事業や医療費適正化の取り組

みを積極的に行い、安定的な財政運営に努めていきます。町立辰野病院事業会計では訪問介護事業会計を病院会計に一本化し、病院から在宅へと切れ目のない体制作りを目指してまいります。また、院長から発せられた町立辰野病院改善宣言に基づき、収入の確保や具体的な経費節減策等遂行してまいります。併せて患者さんの負担軽減も考えながら、地域密着型病院として信頼される病院となるよう努力してまいります。介護保険特別会計では、第7期介護保険事業計画の推進を図り高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。以上、令和2年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げました。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。第五次辰野町総合計画後期基本計画最終年となる令和2年度予算は、将来人口規模を見据えたまちづくりと厳しい財政の中でも町民に寄り添い、時代に適応した地域づくりを目指し、町民に未来へのイメージを提案し、その下地作りにつながる新時代を展望する未来投資型予算として編成いたしました。地域計画に掲げられた各区の目標とまちづくりの合言葉「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」の実現に向け、前進していきます。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編成及び提案にあたっての大要といたします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧ください、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 10 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 2 年 4 月 1 日より施行する会計年度任用職員の任用、勤務条件等につきましては、規則で運用するため本条例との関連性を持たせるために該当項目の改正を行うものです。施行は、令和 2 年 4 月 1 日からです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 10 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただいま議題となっています議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 13、議案第 11 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 11 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律において既に育児短時間勤務が制度化されており、辰野町においてもこの制度を整備し働き方改革の

一考とするものでございます。公布の日より施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 11 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 12 号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。本年 1 月 23 日に辰野町特別職報酬審議会から、特別職常勤の町長、副町長及び教育長の給与については現行の額を据え置き、これまでの改定経過を踏まえつつ近隣市町村の特別職の給与について減額が廃止されていることから、新年度は町長、副町長ともに減額率を廃止するのが適当であるとの答申を受けました。町ではこの答申を尊重し、町長、副町長の給与を抑制するための条例の一部を改正したいとするものであります。施行は、令和 2 年 4 月 1 日からです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤 (1 番)

町から審議委員会への諮問は、白紙諮問だったのでしょうか。諮問内容について教えてください。

○総務課長

はい、町からの審議会の諮問は、白紙諮問でございます。

○議 長

そのほかございませんか。質疑、討論を終結します。これより、議案第 12 号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 13 号、辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 13 号、辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。現在、消防団で細部内容を検討しております機能別団員について条例を整備する改正で、3 条立てになっております。第 1 条は、消防組織法の関連条例に合わせる改正でございます。第 2 条では、消防団員の年齢、資格が今まで 18 歳以上 50 歳未満の者であったものを、年齢上限を削除する改正でございます。第 3 条では、機能別団員にも退職奨励金を支給するための改正でございます。この条例は公布の日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 13 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 14 号、辰野町地域情報告知システム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。放送法の規定により有線一般放送事業者の登録をして放送を行っている行政チャンネルについて、総務省からの提案を踏まえその登録を廃止し、有線テレビジョン放送業務を LCV 株式会社に依頼し、町は放送番組の提供のみを行う業務形態に変更することから、関係する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。改正の内容を説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。題名中の「等」を削り、第 1 条中、「辰野町地域情報告知システム及び辰野町有線テレビジョン（以下「地域情報告知システム等」という。）を辰野町地域情報告知システム（以下「地域情報告知システム」という。）」に改め、第 4 条の見出し中、「等」を削り、同条第 5 列記以外の部分中、「等」を削り、同条第 4 号及び 5 号中、「収集及び提供」を「伝達」に改め、以下、1 条ずつ繰り上げるなど条文の整理を行うものでございます。附則につきましてこの条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 14 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結します。ただ今議題となっております議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 17、議案第 15 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 15 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び、効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、以上長い名前の法律でございますが、いわゆるデジタル手続法と呼ぶこの法律の施行により住民基本台帳法が改正され、除票の写しや戸籍の附票の除票の写しが制度化されました。住民基本台帳に関わる証明書の表記が整備されたこと、また同様に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という名前の法律、いわゆる番号法も改正され、通知カードの交付が廃止されることとなりました。そして、最後に水道法の改正により水道給水装置工事事業者の更新制が導入されたこと、以上の上位法の改正による所要の改正を行うための条例の一部を改正するものであります。辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例ですが、今回の改正は同じ条例中改正の施行期日が異なるものがあるために、2 条立てとしてあります。議案、添付資料、新旧対照表の 1 ページをご覧ください。初めに、第 1 条関係でございます。別表 8 の改正は、住民基本台帳の改正に伴うもので 31 の項で除票に記載をした事項に関する証明、また次のページの 40 の項として除票の写し、戸籍の附票の除票の写しの項を新たに項目として加えました。今一度、1 ページにお戻りいただきまして 33 と 34 の項は、所要の文言の統一のため改正をお願いするものであります。2 ページ中段をご覧ください。別表 14 になりますが、この項の改正は、水道法の改正に合わせたものでございます。指定管理装置工事事業者の指定または指定の更新の項目を新規に加えました。次に、3 ページをご覧ください。第 2 条関係です。番号法の改正に併せて、36 番号通知カードの再交付の項を削りました。以降、項ずれを修正するための改正であります。第 1 条の施行期日は、公布の日からです。第 2 条の施行期日は、公布の日またはデジタル手続法附則第 1 条第 6 号の掲げる規定の施行の日のいずれか、遅い日からの施行となります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 15 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただ今議題となっています議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 16 号、辰野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正したいものでございます。内容につきまして、まず第 15 条第 3 項の改正は、災害援護金の償還金の支払猶予等については、改正された災害弔慰金の支払い等に関する法律並びに法律施行令の各規定により行うものとするものでございます。次に、第 16 条の改正は、災害弔慰金の支払い等に関する法律第 18 条において、「市町村は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」と規定されたことにより、辰野町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 16 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただ今議題となっています議案第 16 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 17 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されることに伴い、条例の一部を改正したいものでございます。介護保険第 1 号被保険者の内、低所得者の保険料については、平成 26 年の介護保険法の改正で消費税率が 5%から 8%に引き上げられたことに伴い軽減割合が拡大され、今年度は昨年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせて、低所得者の保険料の軽減が更に強化されました。保険料の負担が年度単位であることから令和元年度の軽減幅は、消費税増税の影響を受けた半年分に留まりましたが、令和 2 年度はこれを完全実施するものでございます。今回該当するのは、世帯全員が住民税非課税の所得段階が第一段階から第三段階までの人です。具体的には、令和 2 年度の年間保険料を第一段階では 2 万 2,500 円を 1 万 8,000 円に、第二段階では 3 万 7,500 円を 3 万円に、第三段階では 4 万 3,500 円を 4 万 2,000 円にそれぞれ軽減するものでございます。この条例の施行日は、規則に委任し規則は政令の公布を待って制定する予定でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 17 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっています、議案第 17 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 18 号、辰野町上水道事業給水条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。今回の水道法の改正により水道の基盤の強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するための制度改正されたものでございます。指定給水装置工事事業者制度の改善と謳われてまして、工事を適正に行うために資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定につきまして更新制 5 年を導入されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 18 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 21、議案第 19 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第 19 号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援法に基づく新制度の趣旨に沿い、保育園の運営管理を審議・検討する保育園運営委員会を廃止し、その役割を子ども・子育て会議に集約する組織の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。新制度では、教育、保育、子ども・子育て支援の各事業を、一体的かつ総合的に推進するものとされており、核市町村においても子ども・子育て支

援事業計画の策定とともに保育サービスを含む各事業の実施や、円滑な推進等を審議・検討する子ども・子育て会議を要綱により設置しました。この時点で保育園運営委員会を、子ども・子育て会議に統合、廃止した市町村が多く令和2年2月現在、保育園運営委員会を設置しているのは県下77市町村の内、当町を含めまして4町みの状況であります。辰野町においては、平成26年1月に子ども・子育て会議を設置しましたが、町内の私立幼稚園が新制度への移行を見合わせている状況などを踏まえ、保育園運営委員会はそのまま継続とし、子ども・子育て会議では主に子ども・子育て支援事業計画の策定、見直しに係ることを検討いただいてまいりました。今回町内の私立幼稚園が4月から新制度に移行すること、令和2年度より第二期の子ども・子育て支援事業計画の計画期間が始まることを踏まえ、保育園運営委員会を廃止し子ども・子育て会議に統合して保育サービスを他の事業と合わせ、更に総合的に推進しようとするものであります。新旧対照表の1ページをご覧ください。第1条関係ですが、運営委員会及びその委員報酬を定めた第14条、第15条を削除し第16条を第14条に繰り上げます。3ページをご覧ください。第2条関係、保育園運営委員会の委員についての項目を削除いたしました。施行日は令和2年4月1日です。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第19号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結します。ただ今議題となっております議案第19号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第22、議案第20号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 20 号、町立辰野病院設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。今回の変更の主なものですが、令和 2 年度から医療と介護の連携を強化するため、訪問看護事業と町立辰野病院事業会計の会計を一緒にするものであります。併せまして、診療科目を現状と併せるために改正するものであります。新旧対照表の方をご覧ください。放射線科、理学療法科とありましたものは、医師がいないため削除いたします。合わせて、昨年度より入りました泌尿器科のほうを加えます。付帯事業としまして、辰野町訪問看護ステーションの事業を病院事業の方に加えるものでございます。これによって、辰野町訪問看護ステーションの利用が今までと変わるのかっていうふうに心配される部分がありますが、ここについては何にも変更ありませんので今までどおりの利用としていくことができます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

議案第 20 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただいま議題となっております、議案第 20 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 23、議案第 21 号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 21 号、町立辰野病院料金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。町立辰野病院の特別室の使用料について、一部を除いて金額を同一とするための条例改正でございます。この条例改正につきましては、現時点に辰野病院が移転してから一年後に患者さんの利便性を図るために、一度改定してございます。今回は、改定が今まで 4 とおりましたものを 2 とおりに変更するものであります。広さの中で料金を一部変えておりましたが、現実的には全部機能があるということ、

それから部屋移動がスムーズになるということも併せまして、患者さんの利便性を図りながら統一化を図りたいと思っております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

議案第 21 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただ今議題となっております、議案第 21 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 24、議案第 22 号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 22 号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え事業費確定などに伴う分担金、負担金、国、県支出金などの変更及び不用額の調整や国庫補助交付決定に伴う学校施設環境改善交付金事業の追加等の補正予算であります。この補正総額は、4 億 3,813 万 3,000 円の増額であり、予算総額は 93 億 4,031 万 9,000 円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては町税、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、町債の増額、分担金及び負担金、繰入金の減額であります。歳出につきましては、議会費では議員報酬と議員期末手当の減額です。総務費では、協働のまちづくり支援金事業補助金の増額、上伊那広域連合負担金、辰野町議会議員選挙事務費などの減額が主なものであります。民生費では、身体障がい者等支援事業に係る給付費の増額、プレミアム付商品券事業に係る委託料や補助金の減額が主なものであります。衛生費では、乳幼児健診に係る健康管理システム改修負担金の追加、予防接種委託料の減額が主なものであります。農林水産業費では、地域食材加工設備等整備補助金の減額が主なものであります。商工費で

は、消費税増税対策町内商店活性化事業負担金とホテル保護育成基金積立金の増額、ほたる童謡公園管理事業に係る委託料の減額が主なものです。土木費では、県が行う河川補修工事負担金の追加が主なものです。消防費では、消防団ポンプ操法、ラッパ吹奏大会参加負担金の減額が主なものです。教育費では、小学校のトイレと辰野中学校の第二体育館改修のための工事費などの増額、一般非常勤職員報酬の減額が主なものです。災害復旧費では、台風災害による林道や町道の倒木撤去などに要した費用の財源として、災害復旧事業債を借り入れることによる財源組替であります。また、繰越明許費補正ですが、学校施設環境改善交付金事業により実施する小中学校施設改修工事について年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は、4億3,098万3,000円であります。地方債補正ですが、新たに学校施設環境改善交付金事業の財源として借り入れを行う、学校教育施設等整備事業債の追加が主なものです。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第25、議案第23号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第23号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。資本的収入及び支出では収入額を200万円増額し、総額を8,744万円とし収入額が支出額に対して不足する額を1億5,774万3,000円に改めるものでございます。内容につきましては、4ページをご覧ください。収入について企業債を200万円増額し、総額7,400万円とするものでございます。企業債事業においてですね県道与地辰野線配水管布設工事、小野地区配水管布設替工事及び沢底地区配水管布設工事のそれぞれの事業について、事業費が確定したことにより補正をお願いするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしく申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 23 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。日程第 26、議案第 24 号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 24 号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 9,166 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 1,142 万 7,000 円とするものでございます。とばしていただいて、7 ページをご覧ください。歳入についてです。国庫補助金ですけれども、交付金の決定に伴いまして国庫補助金を 70 万円減額し、1,245 万円にするものでございます。8 ページをご覧ください。公共下水道事業費の県の補助金が 0 になったため、110 万円減額するものでございます。9 ページをご覧ください。基金の繰入金を 1 億 4,358 万 1,000 円を追加し、1 億 6,945 万 3,000 円にするものでございます。これにつきましては、令和 2 年 4 月から公営企業会計に伴う基金の取り崩しによる増額でございます。10 ページをご覧ください。繰越金を 5,872 万 1,000 円増額し、8,859 万 5,000 円にするものでございます。11 ページをご覧ください。公共下水道債を 900 万円減額し、1 億 900 万円とするものでございます。12 ページをご覧ください。財政運用収入ですけれども、16 万 1,000 円を追加し 16 万 1,000 円とするものでございます。歳出につきまして、13 ページをご覧ください。歳出につきましては、水処理センターの管理費の医薬材料費の不用額 400 万円と脱水ケーキ処分委託料等不用額 1,000 万円、公共下水道事業支線管きょ工事実施設計委託料の不用額 250 万、工事請負費不用額 240 万円が主なものでございます。14 ページをご覧ください。予備費を 2 億 1,003 万 1,000 円を増額するものでございますが、これは公共下水道特別基金羽北特環基金による等を引き継ぎ金に充てるためのものでございます。4 月からの資産として現金預金となるもので

ございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 24 号、令和元年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。日程第 27、議案第 25 号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 25 号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第 1 号)について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,792 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 3,043 万 2,000 円にするものでございます。7 ページをご覧ください。歳入についてでございます。負担金でございますが、塩尻市よりいただく負担金をですね 1,200 万 2,000 円減額し 1,198 万 9,000 円にするものでございます。塩尻市の水処理センターの管理費の負担金納入が会計事務処理上 4 月となるということで、ここから減額をさせていただいております。8 ページをご覧ください。基金繰入金を 9,159 万 3,000 円増額し、9,689 万 5,000 円にするものでございます。これも公営企業法に伴う基金の取り崩しの増でございます。9 ページをご覧ください。繰越金を 762 万 7,000 円を増額し、992 万 7,000 円にするものでございます。10 ページをご覧ください。特定環境保全公共下水道債を 70 万円増額し、1,070 万円にするものでございます。歳出について 12 ページをご覧ください。水処理センターの管理費、電気料及び医薬材料費の不用減額 150 万円と脱水ケーキ処分委託料の不用減額 200 万円でございます。

以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしく
お願いします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向山（2番）

申し訳ありません。予備費についての説明が落ちてますが、よろしくお願いします。

○建設水道課長

すいません。予備費につきましてはですね、先ほどと同じようにですね基金を取り崩しによって、引継金に充てるため4月から資産としての現金預金となりますのでよろしく
お願いします。

○議 長

よろしいですか。質疑、討論を終結します。これより、議案第25号、令和元年度
辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮
りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。日
程第28、議案第26号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第
3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第26号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）
について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算
の総額に歳入歳出それぞれ64万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1
億1,167万円とするものでございます。7ページをご覧ください。各地区の使用料で
ございますが、409万5,000円を減額し2,289万7,000円にするものでございます。8
ページをご覧ください。財政運用収入を1万3,000円追加し1万3,000円にするもの
です。9ページをご覧ください。基金繰入金を782万4,000円追加し1,022万4,000
円とするものです。令和2年4月から公営企業会計に伴う基金の取り崩しにより増額
しております。10ページをご覧ください。繰越金を40万1,000円増額し690万1,000
円にするものでございます。11ページをご覧ください。下水道事業債を350万円減額

し、1,600万円とするものでございます。資本費平準化債の減額によるものでございます。歳出につきましては、12ページをご覧ください。水処理施設管理費で沢底地区の委託料200万円を減額し、521万9,000円にするものでございます。13ページをご覧ください。予備費を262万9,000円増額し、292万9,000円とするものでございます。これも4月からの資産としての現金預金とするものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第26号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第27号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。初めに本議案第27号では、国からの交付金の取り扱いに若干の勇み足がありました。結果、議案の差し替えとなりましたこと、この場をお借りしお詫び申し上げます。それでは、議案の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,544万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6,190万1,000円とするものでございます。内容につきましては、6ページをご覧ください。歳入でございます。国庫支出金について、国民健康保険制度関係事業補助金を4万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を65万円を増額するものでございます。7ページをご覧ください。県支出金について、保険給付費等交付金、普通交付金を2,475万円増額するものでございます。続きまして、歳出です。8ページをご覧ください。総務費について上伊那情報センター負担金を138万5,000

円増額するものです。9 ページをご覧ください。保険給付費実績見込みにより一般療養給付費を 3,600 万円増額し、退職者療養給付費を 450 万円、一般療養給付費を 130 万円、一般高額療養費を 350 万円、退職者高額療養費を 195 万円それぞれ減額とし、葬祭費を 45 万円増額するものでございます。11 ページをご覧ください。予備費について歳出について増額分を、予備費にて調整するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 27 号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。日程第 30、議案第 28 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 28 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,320 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 7,929 万円とするものでございます。内容について申し上げます。最初に 6 ページから 9 ページまでの歳入でございしますが、いずれも歳出に計上いたしました 11 ページの保険給付費の増額と 12 ページの地域支援事業費の減額に伴う、国社会保険診療報酬支払基金、県、町それぞれの負担分を増減することが主なものでございます。まず初めに、6 ページをご覧ください。国庫支出金は国庫負担金が 774 万 6,000 円の増額、国庫補助金が 94 万 6,000 円の減額でございます。7 ページをご覧ください。支払基金交付金は 905 万 3,000 円の増額でございます。8 ページをご覧ください。県支出金は、県負担金が 640 万 1,000 円の増額、県補助金が 192 万 6,000 円の減額でございます。9 ページ

ジの繰入金は、一般会計繰入金で287万9,000円の増額でございます。続きまして歳出でございますが、10ページの総務管理費及び徴収費は制度改正に伴うシステム改修費が国庫補助金の対象となったため、町繰入金との財源組替を行い介護認定調査会費では、上伊那広域連合への認定調査会共同設置負担金として9万3,000円の増額でございます。次に、11ページの保険給付費ですがサービス給付等諸費につきましては、要介護認定者数が昨年に比べ2%程度増えていることと昨年10月の介護報酬改定及び新たな処遇改善加算の影響により、4,000万円の増額また、審査支払手数料が3万円の増額、高額介護サービス費が350万円の増額でございます。次に、12ページの地域支援事業費は、包括的支援事業・任意事業費で退職した非常勤の主任ケアマネージャーの補充ができなかったことによる報酬252万円の不用減額、生活支援体制整備事業では増員を予定していた生活支援コーディネーターの賃金99万2,000円の不用減額、介護予防生活支援サービス事業費は介護予防通所サービス及び介護予防訪問サービスの利用回数の減少に伴う1,000万円の不用減額でございます。続きまして13ページの予備費ですが、本来各事業の増額分については、国、県等の補助金や負担金のほか一般財源としての保険料を充てるところでございますが、年度末を迎え保険料の増額が見込めないことから各事業費の不足分に690万4,000円を充てるための減額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第31、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し、及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

(事務局長文書表朗読)

○議長

以上、陳情第1号、第2号、第3号、第5号は総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり総務産業常任委員会に付託することに決しました。陳情第4号、第6号は、福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり福祉教育常任委員会に付託することに決しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議は散会といたします。大変ご苦労様でした。

11. 散会の時期

12月2日 午前 11時 28分 散会